

徳島県規則第44号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表調整室長の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年7月5日から施行する。